令和３年３月１日

**授業料・入学金に係る交付金の「計算･申請」にあたっての留意点**

**（作業前に必ずお読みください）**

**【授業料の交付金計算に係る留意点】**

１.授業料に係る交付金計算の基本的な考え

実績報告書のエクセル様式における、授業料に係る交付金計算の基本的な考え方は下記の通りとしています（これが各学生等の交付金計算の流れとなります）。

計算は前期・後期でそれぞれ算出し、その金額を合算し、「年間の交付金額」とします。なお、この交付金額は学生等からの前期・後期の授業料徴収額によらず、「年間」としてのものになりますので、ご注意ください（前期・後期の授業料徴収額の差異によって変わるものではありません）。

①交付金計算額の根拠を確定

まず、交付金計算の根拠となる金額を確定します。下のＡ～Ｃのうち、一番少ない額を交付金計算の根拠として使用します。Ｃの金額は、中途退学などにより、Ａ・Ｂの金額より少ない場合を想定しています。

なお、100円未満の金額がある場合は切り捨てを行います（例えば、下表１番の例でＣの金額が535,790円だった場合、100円未満を切り上げることで535,800円が交付金算出の根拠とならないようにするためのものです）。

Ａ：学則に基づく年間授業料（年度初めの特待制度適用額を減算）

Ｂ：設置者・学校種による国の上限額

Ｃ：年間で学生等から徴収した授業料（交付金相当額を含む）

②減免対象月数・支援区分の確定

次に各学生等の前期（4～9月）・後期（10～3月）における減免対象月数（減免支援の対象期間）と支援区分（減免割合）を確定します。学校で管理したデータの集計で誤りのないようにしてください。



③前期・後期の交付金額の確定（支援区分が変わらない場合）

次に各学生等の前期・後期における減免対象月数（減免支援の対象期間）と支援区分（減免割合）を確定します。学校で管理したデータの集計で誤りのないようにしてください。

③は、年間を通して支援区分が変わらなかった場合の例となります。この場合は、「交付金計算の根拠（Ｄ）」と「年間の減免対象月数（Ｇ）」と「支援区分（Ｈ・Ｉ）」を使用して算出します。

なお、この計算は「前期（後期）のみ支援対象」の場合も同様となりますが、「授業料減免事務処理要領（第1版）」の28頁の通り、「後期のみで６か月対象」の一部の事例で算出方法が異なりますので、ご注意ください（下表6番の例を参照）。

（計算例：下表2番の私立大学・支援区分は2/3）※100円未満切上

・（Ｋ）年間の交付金額：700,000円 × 12/12(月) × 2/3 ≒ 466,700円

・（Ｎ）前期の交付金額：700,000円 × 6/12(月) × 2/3 ≒ 233,400円

・（Ｐ）後期の交付金額：466,700円 － 233,400円 ＝ 233,300円（差引）



④前期・後期の交付金額の確定（支援区分が変わる場合）

④は、前期・後期で支援区分が変わった場合の例となります。この場合は、「交付金計算の根拠（Ｄ）」と「前期・後期の減免対象月数（Ｅ・Ｆ）」と「前期・後期の支援区分（Ｈ・Ｉ）」を使用して算出します。

なお、この計算は、「授業料減免事務処理要領（第1版）」の28頁の通り、後期で６か月対象となる際の交付金額が下の計算例の結果にならない場合がありますので、ご注意ください（下表9番の例を参照）。

（計算例：下表3番の国立・公立短期大学、支援区分は前期1/3・後期3/3）※100円未満切上

・（Ｎ）前期の交付金額：390,000円 × 9/12(月) × 3/9(月) × 1/3 ＝ 32,500円

・（Ｐ）後期の交付金額：390,000円 × 9/12(月) × 6/9(月) × 3/3 ＝ 195,000円



○「授業料減免事務処理要領（第1版）」の28頁の計算例

後期の交付金額については、下表の通り、後期で６か月対象となる際の交付金額が③・④の計算例の結果とならない場合があります。下表は国の上限額を使用したものですが、それ以外の金額においても、同様の計算結果となることがありますので、ご注意ください。



⑤前期・後期の期間内で支援区分が変わる場合における交付金額の確定

⑤は、家計急変により、前期又は後期の期間内で支援区分が変わった場合の例となります。この場合は、④と同じ計算方法により交付金額を算出します（前期の期間内で支援区分が変わり、後期は６か月の場合における後期の計算でも100円未満を切り上げます）。

（計算例：1番の国立・公立大学）※100円未満切上

・（N1）前期①の交付金額：535,800円 × 10/12(月) × 3/10(月) × 1/3 ≒ 44,700円

・（N2）前期②の交付金額：535,800円 × 10/12(月) × 1/10(月) × 2/3 ≒ 29,800円

・（P1）後期①の交付金額：535,800円 × 10/12(月) × 5/10(月) × 2/3 ≒ 148,900円

・（P2）後期②の交付金額：535,800円 × 10/12(月) × 1/10(月) × 3/3 ≒ 44,700円



○授業料に係る交付金算出の順番イメージ

③～⑤の計算の流れをまとめると、下表の通りになります。



２.授業料に係る交付金計算の注意点（年間の徴収額が国の上限額を下回る場合）

授業料に係る交付金は、「１」の通り、「Ａ 学則に基づく年間授業料（年度初めの特待制度適用額を除外）」「Ｂ 設置者・学校種による国の上限額」「Ｃ 年間で学生等から徴収した授業料（交付金相当額を含む）」のいずれか少ない金額を「Ｄ 交付金計算の根拠」として算出します。

ただし、Ｃ（年間の徴収額）がＢ（国の上限額）を下回る場合は、下記の注意点に留意する必要があります。

なお、この場合の「年間の徴収額」に「年度途中での特待制度適用による減少を反映させた額」は該当しませんので、ご注意ください。「２」は中途退学などによる減免対象月数減少の事例を想定しています。

（注意点）

①Ｃ（年間の徴収額）が「Ｂ（国の上限額）×減免対象月数/12」以上の場合

Ｄ（交付金計算の根拠）の金額はＢ（国の上限額）とする。

→これは、学生等の授業料負担額をできるだけ軽減するための考え方です。

②Ｃ（年間の徴収額）が「Ｂ（国の上限額）×減免対象月数/12」より少ない場合

Ｄ（交付金計算の根拠）の金額をＣ（年間の徴収額）とし、その金額に対し支援区分に基づく減免割合を乗じる（減免対象月数による月数按分は行わない）。

→年間で徴収した授業料が「国の上限額を月数按分した金額」より少ないので、年間の徴収額をそのまま使用します。

○私立大学昼間部の例

下表の3番は、学生が中途退学したことにより、減免対象月数が8か月になった際のイメージで、学校は学生から月割の64万円を徴収したことにしています。

このケースにおいて、支援区分が年間（8か月）を通して第Ⅰ区分だった場合の計算は、「64万円×8/12月≒426,700円」とするのではなく、「国の上限額70万円×8/12月≒466,700円」とします。

このように、「退学・除籍などにより減免対象月数が12か月とならず、かつ年間の徴収額が国の上限額を下回る場合」の計算では注意が必要です（年度途中での特待制度適用はこのケースに該当しません）。



※「参考ファイル」について

学生等に係る授業料等減免費交付金については、令和２年２月12日に送信した「参考ファイル（管理簿、学生ごとの入力）」で個別の交付金額を算出することができますが、上記「１」～「２」の扱いを踏まえ、一部の計算方法を下記の通り変更することとしました。

今後の個別の交付金額の計算は「【R3.3更新】参考ファイル（管理簿、学生等ごとの入力）」（エクセル）をご利用ください。

○年間の徴収額が国の上限額を下回る場合

「参考ファイル」では、２番の考え方が反映されていなかったため、「【R3.3更新】参考ファイル（管理簿、学生等ごとの入力）」ではその計算の流れを反映できるようにしています。

○減免対象月数が12か月でない場合の計算

令和２年２月の「参考ファイル」では、減免対象月数が12か月でない場合の交付金について、前期・後期のそれぞれの金額を算出し、それらを合算していましたが、上記「１」～「２」の扱いを踏まえた計算方法に変更しました。それにより、減免対象月数・交付金計算の根拠となる金額によって、「【R3.3更新】参考ファイル（管理簿、学生等ごとの入力）」との比較で100円の差異が発生することがあります。

**【授業料の申請に係る留意点】**

３.授業料に係る交付金の考え方

交付金（減免費用）の算出の根拠となるのは「年間の授業料」であり、交付金そのものも「年間の交付金」として交付することとしています。

よって、エクセルの申請様式で算出される授業料に係る前期分・後期分の交付金額は「年間の交付金を算出するための過程」に過ぎず、休学・退学等の事象による特別な事情の場合を除き、「前期における実際の授業料徴収額がエクセル上の算出額より少ない」といった理由で交付金額が減額されることはありません。

学校は、最終的に算出された各学生等の「授業料（入学金）に係る年間の交付金額」を必ず減免してください（減免方法は各学校の方法によるものとします）。

４.様式に入力する授業料の金額（「全入力（様式10-4）」シート）

申請様式（エクセル）の「全入力（様式10-4）」シートＵ列の「年間授業料」は「学則に基づく年間授業料（年度初めの特待制度適用額を除外）」です。各学生等の年間授業料の根拠となる資料及び特待制度適用の場合の根拠規程等を必ず保管してください。

なお、修学支援新制度では、年度中の成績によって決まる特待制度などを例とする「年度初め（入学時・進級時）での特待制度でない」場合は、「その特待制度より先に修学支援新制度の減免支援を受ける」こととしています。各学生等の特待制度の状況を確認してください。

また、休学・退学などの学生等の個別事情で学則通りの年間授業料を徴収しない場合、Ｕ列に「そのような事象が発生しなかった場合に徴収することになる学則に基づく年間授業料」、ＡＣ列に「年間で学生等から徴収した授業料（交付金相当額を含む）」を入力することで、上記「２」の交付金計算が適切に行われるようにしています。

５.「４.様式に入力する授業料の金額」の例外

「４」の例外として、「年度初め（入学時・進級時、秋入学の場合は入学月）に決まった特待制度の適用の取消し」があった場合、「全入力（様式10-4）」シートのＵ列には「その特待制度が取り消された後に徴収した年間授業料」を入力してください。

６.年度途中の特待制度適用

例えば、前期の途中（年度当初ではない）に学校独自の特待制度の適用を受けた学生等が、後期から修学支援新制度の減免の対象となった場合、「全入力（様式10-4）」シートのＵ列には「学則通りの年間授業料（特待制度適用額を除外しない）」を入力してください（特待制度の適用が年度途中なので、「４」の「年度初めの特待制度適用」とは異なる事例となります）。

７.支援区分

修学支援新制度における支援区分が変わるのは原則10月ですが、家計急変の学生等は10月以外でも変わることがあり、各学生等における毎月の支援区分の把握を確実に行うことが必要となります。

８.JASSOシステムの学種状態

授業料に係る交付金は、原則としてJASSOの奨学金業務システムにおける各学生等の「学種状態」が「奨学金振込中」となっている月について、支援の対象となります。

また、学種状態が「休・停止中」や「保留中」の場合に支援の対象となる例として、下記のような例があります。また、「休・停止中」や「保留中」の詳細な状況を全入力（様式10-4）備考欄に「支援対象例」のどれに該当するのか明記してください。各学校においては、「管理簿」などにより学生等の状況の把握を確実に行ってください。特に、学生等がJASSOシステムへの「給与級号・在籍確認」を行わなかったことにより「休・停止中」となった場合でも、その学生等が認定要件を満たしている場合は授業料・入学金の支援対象となるので、ご注意ください。

○学種状態が｢休・停止中｣や｢保留中｣の月における支援対象例

・通信教育の学生等

・給付型奨学金の支援を受けない学生等（JASSOは登録のみ）

・認定要件を満たすのにJASSOシステムへの「給与級号・在籍確認」を行わなかった　　　　（怠った）学生等

・休学後に復学した学生等（「14」参照）

９.早期卒業・退学等と適格認定

年度の途中で、支援対象者が早期卒業、除籍又は自主退学等により学籍の異動が生じた　　場合には、その時点で適格認定（学業）の判定を実施する必要があるので、ご注意ください。

10.授業料に係る減免支援の対象期間（減免対象月数）

授業料に係る減免支援の対象期間（減免対象月数）は、原則「支援対象の学生等がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間」が上限となります。今後も、各学生等における支援対象月数の管理を確実に行ってください。特に休学した学生等の管理については、十分ご注意ください。

11.転学･編入学における減免支援の対象期間（減免対象月数）

転学・編入学をした場合の授業料に係る減免支援の対象期間（減免対象月数）について、通常は異なる学校種間で編入学等により異動する場合においては、その在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が、支援期間の上限となります。

ただし、カリキュラムの違いなどから学年を下がって（修業年限を延ばして）学修せざるを得ない場合、通算の減免支援対象期間の上限は「72か月」となります。

12.退学・除籍の扱いについて

退学・除籍となった学生等については、JASSOの給付型奨学金の対象期間までを授業料に係る交付金の支援対象となります。「後期の途中で退学（除籍）となり、授業料は前期分しか徴収していない学生等」でも、給付型奨学金の対象となる月まで減免対象月数に含まれるので、ご注意ください。

ただし、適格認定の結果、学業成績等が著しく不良による「遡及取消」となった場合はこの限りではありませんのでご注意ください。

13.未納と猶予の扱いについて

修学支援新制度では、「減免対象となる可能性のある学生等については、納付期限等のきめ細やかな配慮を行っていただくことが望ましい（「授業料減免事務処理要領（第1版）」29頁）」としています（以下、この項では「納付期限等のきめ細やかな配慮」を「猶予」といいます）。

授業料に関し、未納又は猶予をした状態のまま退学・除籍となった学生等における交付金の考え方については、下記の通りとします。

なお、いずれのケースにおいても、適格認定の結果、学業成績等が著しく不良による「遡及取消」となった場合はこの限りではありませんのでご注意ください。また、入学金については、「入学自体の取り消し」のような事象でない限り、交付金の対象となります。

①授業料を全額未納のまま中途退学・除籍となった学生等

授業料の全額を未納のまま退学（除籍）となった学生等については、教授会、決裁等でその処分が決定した日に基づき認定の効力を失わせるものとします。ただし、納入不要とした未納分の授業料は交付金の対象とはなりません。

②授業料を一部未納のまま中途退学・除籍となった学生等

授業料の一部を未納のまま退学（除籍）となった学生等の授業料に係る交付金は、納入不要とした分を除いた額及び支援期間・支援区分から計算するものとします。

③授業料を猶予（一部猶予）したまま中途退学・除籍となった学生等

授業料の全額又は一部を猶予したまま退学（除籍）となった学生等については、支援期間を支援の対象とできます。なお、このケースにおける交付金の計算は「２」「４」のイメージを参考にしてください。



14.休学の場合

学生等が休学した場合、その期間における授業料に係る交付金は対象外となりますが、復学後に支援対象の学生がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間まで支援を行うことができることとしていますので、ご注意ください。

また、以下のケースについての取扱いにもご注意ください。

○例１

10月から休学した学生等に対し、後期分の授業料を徴収しなかったが、休学決定日の関係で10月分のJASSOの給付型奨学金が給付された場合

（例１の場合の考え方）

例１のようなケースの場合は、復学後に授業料を徴収した月を支援の対象にすることができるものとします。下表のイメージを参考にしてください。下表は「4年次」の例としていますが、学年によらず下表のイメージにより対応してください。



○例２

10月から休学した学生等からも後期分の授業料を徴収したが、その授業料は復学後の授業料に充当することとした場合

（例２の場合の考え方）

例２のようなケースの場合は、復学時に充当した授業料を交付金の対象とすることができます。この場合、授業料の扱いについての根拠資料等を保管するようにしてください。



～「15」「16」は「変更交付申請にあたっての留意点（令和２年10月５日）」と同じ内容です～

15.複数の支援対象者がいる場合における授業料にかかる交付金の計算

授業料（又は入学金）・減免対象月数（授業料のみ）・支援区分が同じである学生等に関する交付金の計算は下記の通りとなっています。端数の切り上げは「学生等1人あたりの交付金額」を算出する際に行いますので、ご注意ください。なお、交付金の算出はエクセルの演算式で行われますので、ファイルへの入力における学校での計算は必要ありません。

（授業料の前期分計算のイメージ：私立大学の例）

①条件

　・年間授業料：70万円　・減免対象月数：6か月　・支援区分：Ⅱ（2/3）

　・申請数　　：10人

②前期の授業料交付金額の計算（正しい計算）

　・学生等1人あたり交付金額＝700,000円×1/2×6/6×2/3＝233,333.333円≒233,400円

　・学生等10人の交付金額　 ＝233,400円×10人＝2,334,000円

　　※分数について

・1/2：年間授業料を前期と後期で等分します

・6/6：前期の減免対象月数が6か月だったので、6/6となります

③前期の授業料交付金額の計算（誤り）

・学生等10人の交付金額＝700,000円×1/2×6/6×2/3×10人＝2,333,333.333

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≒2,333,400円

16.「カリキュラム上の留学」を行う場合の授業料の取扱い

学校のカリキュラムとして留学を行う（休学とならない）場合に交付金の対象となる授業料は「確認大学等に納入された授業料」となります。留学先の学校に支払う授業料を含めないでください。この場合の交付金額は、「確認大学等に納入された授業料（上限まで）」をもとにそれぞれの支援区分に応じた金額が算出されます（退学・休学等が発生しない限り、月数による按分計算は行いません）。

**【入学金の申請に係る留意点】**

17.様式に入力する入学金の金額（「全入力（様式10-4）」シート）

エクセルの申請様式での「全入力（様式10-4）」シートＷ列への金額の入力は「学則通り」か「特待制度が適用された場合は年度初め（入学時）に決まった金額」のどちらかとなります。各学生等の入学金の根拠となる資料及び特待制度適用の場合の根拠規程等の保管を必ず行ってください。

18.支援区分

入学金に係る交付金の算出は、入学月における支援区分を使用します。家計急変などにより、JASSOの採用月が遅れた際に表示される支援区分が入学月のものでない場合があるので、特にご注意ください。

19.入学金に係る減免支援の対象

入学金に係る減免支援については、「入学自体の取り消し」のような事象でない限り、対象となりますので、ご注意ください。

20.減免支援対象要件とJASSOシステム

入学金に係る交付金の対象は、原則「奨学金業務システムの『入学年月』と『給付始期』が同月の学生等」ですが、「同月の学生等」に該当しない場合でも、「授業料減免事務処理要領（第1版）」94頁（５）イに記載されている「大学等進学後（入学月初日以降）に家計急変の事由が発生し、事由発生時から３カ月以内に申込みを行った者について、減免対象者として認定したときは、当該認定を行った月又は当該事由が発生した月から４か月目のいずれか早い月の分から減免を行う。（入学後３カ月以内の期限までに申込みを行った者については入学金減免の対象となる。）」のカッコ内表記（下線）に該当する場合は交付金の支援対象となりますので、ご注意ください。

例えば、4月1日入学の学生等の場合、入学後3か月以内の6月30日までに申込みを行い、最終的に支援の対象となった場合は認定月にかかわらず入学金の支援対象となります。

21.JASSOシステムにおける編入学

編入学で入学した学生等では、「入学年月」と「給付始期」が異なることがあります。そのようなケースでも、認定要件を満たし、異動元の大学等で減免を受けていないことを確認した場合は入学金減免の対象となりますので、ご注意ください。

**【その他】**

22.JASSO給付外の学生等

学生等が何らかの事情により、JASSOの給付型奨学金の申込みを行わず、授業料等の減免支援のみを求めている場合は、「授業料減免事務処理要領（第1版）」100～108頁による処理を遺漏なく行ってください。